所得税法第56条の廃止を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

**〔請願趣旨〕**

中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし日本の税制は、所得税法第56条 「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)に より、家族従業者の働き分(自家労賃)を必要経費として認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみ で、これは最低賃金にも満たない額です。戦前の家父長制のなごりである第56条により、家族従業者は社会 保障や行政手続きなどの面でも不利益を受けています。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」(所得税法第57条)と言いますが、これは税務署長への 届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方で納税者を差別するものです。しかも、2014年からす べての中小業者に記帳が義務化されたので、所得税法第57条による差別は認められません。

家族従業者の人権を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書は、全国575自治体(2024年10月)

で採択されています。こうした運動を反映し、第5次男女共同参画基本計画は「女性が家族従業者として果 たしている役割に鑑み」と明記し、「税制等の各種制度の在り方を検討する」としています。世界の主要国で は家族従業者の働き分を必要経費と認めています。国連女性差別撤廃委員会は2024年「女性の経済的自立を 促進するため、所得税法第56条を改正し、女性の家族企業での就労を認める」ことを日本政府に勧告しまし た。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

〔請願事項〕 所得税法第56条を廃止すること

|  |  |
| --- | --- |
| **氏 名** | **住 所 (「〃」「同上」は使用しないでください)** |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

日本婦人団体連合会 〒151-0051東京都渋谷区千駄ヶ谷4-11-9-303

2025年